

# 平成28年度 尼崎市社会保障審議会 第5回計画策定部会会議録

## 1 日時

平成28年8月17日(水)午後6時～午後8時45分

## 2 場所

尼崎市すこやかプラザ 多目的ホールA

## 3 出席者

### (委員)

荻田委員、鎌田委員、志築委員、寺岡委員、西委員、能登委員、濱田委員、藤本委員、前田委員、松原委員、山口委員、頼末委員(五十音順)

### (事務局)

福祉部長、福祉課長、福祉課課長補佐、福祉課係長、福祉課担当者、生活困窮者自立支援担当課長

## 4 議事録概要

### (事務局)

お待たせいたしました。福祉課長でございます。

ただ今から、平成28年度尼崎市社会保障審議会第5回計画策定部会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

### (事務局)

資料は、事前に郵送しておりますが、机上に配付させていただいた資料が2つございます。1つ目は「『あまがさきし地域福祉計画』の評価・推進にかかる意識調査 結果報告書」(以下、「意識調査結果報告書」という)になります。2つ目は「計画策定部会委員名簿、及び、市関係職員一覧」です。資料をお持ちでない方は挙手願います。

資料の確認は、以上です。

### (事務局)

出席の職員は出席名簿のとおりでございます。各委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

### (事務局一同起立)

それでは、議事の進行に移ります。これより、議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長よろしく願います。

### (部会長)

これより、議事・進行させていただきます。

委員の皆様方、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。この時期は、各地で夏休みということもあり、子どもがあふれ出ていますので、普段とは違うコミュニティを見ることができたり、夏祭りや地蔵盆という形でみんなが集まる場があったり、いつもと違う姿を感じております。

資料は、事前にご一読いただいていると思いますので、前回と同じく、質疑応答を中心にさせていただきますと思います。そのため、説明は要点のみでお願いいたします。

それでは、次第1の第3期「あまがさきし地域福祉計画」(素案)の目次イメージについて、前回すでに説明がありましたが、改めて提示されておりますので、事務局より、説明をお願いいたします。

**(事務局から、資料1に基づいて説明)**

**(部会長)**

ありがとうございました。委員の皆様ご質問はありませんか。

**(委員)**

全体を通して、第3章の4「計画を推進する市、事業者及び市民の役割」について、福祉事業者にはNPOが含まれていますし、ボランティア活動をする人々も個人ではとらえていると思いますが、企業で働く人たちのボランティア活動の推進をどこかに含めることができないかと思いました。

**(事務局)**

現在、別途取り組んでおります「(仮称)尼崎市自治のまちづくり条例」(以下、「市民自治基本条例」という)の案で言いますと、市民の中に企業で働く人たちも位置付ける予定をしております。そのため、当計画でも、市民の中に含める形で整理したいと考えています。

**(委員)**

NPOについて、資料の中身を読むと福祉事業者に含まれていることがわかりますが、目次だけ見ているとわかりません。例えば、福祉事業者であれば「NPO含む」や、市民であれば個々のイメージが強く「企業含む」など営利企業等の組織も福祉事業に関わるということを見える形にしておくと、活動しなければならないということがわかってもらえるのではないかと考えます。どのような言葉が適当かわかりませんが、そういう表現が入ればと思います。

本文においても、NPOや企業という表現が入っている箇所と入っていない箇所があります。例えば、資料2の59ページ、基本目標2の施策の展開方向2に「社会福祉法人や企業等」とありますが、これも「社会福祉法人、NPOや企業等」とすると、わかりやすいと思います。また、54ページの多様な主体を表現する箇所にも、同じ様な表現があればよいと思います。

常に、地域福祉に様々な人に関わってもらいたいという期待を込めて、明記した方がよいと感じました。

**(事務局)**

はい、ありがとうございます。

**(委員)**

「市民」のとらえ方について、よろしいですか。市民個人という場合、地縁団体、公益的な財団法人等、社会福祉法人、労働組合、場合によっては宗教法人なども含みますが、福祉に関わる様々なセクターがあると思います。途中で出てきた時に書くのは難しいので、最初に市民として想定しているものを書いて、特にその中でも地域福祉に大きく関わる人たちを例示するとよいと思います。そうすれば、途中で出てきた時にわかりやすいと思います。

**(委員)**

企業と福祉事業者・NPOの区切りがわかりにくいと思います。一般的には、介護等に関わっている事

業者というのではなく、そういった活動をしているNPO等を含めた方がすぐわかりやすいと思います。

(委員)

大学等でボランティア活動的なことをする場合は、どのような位置付けをされていますか。

(事務局)

就業や就労されている人も、市民自治基本条例の案では、市民と同じような位置付けで整理していく方向ですので、同様にしたいと考えています。

(委員)

尼崎市で働いている人たち等は、日中は尼崎市内にいる人たちという形で、市民に含めておく必要があると思います。特に、災害時の対応でも関係しますし、見守り活動にも関係してきますので、そういう人たちも、広く「市民」とするべきではないかと思います。その辺りは、本編で丁寧に書き込んで、「市民とは」このようなもの、あるいは、「ボランティアな市民セクターとは」このような組織や団体を表すということ、最初に示してはどうですか。

(委員)

よく使う言葉で、尼崎市内の「在学・在勤」という表現も様々な場面で使われていますので、そういうところも含めた方がよいと思います。

(事務局)

福祉事業者や社会福祉活動をしていただく方々について、うまく整理して掲載したいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。他にご質問等ありませんか。

特に、社会資源という枠でとらえると、企業やNPOなども全て含みますが、これらがどのように地域と絡むかという絞り込みも必要ですし、今現在は社会福祉活動に取り組んでいない企業でも、ここに含まれていることに気づけば、一つの地域の中で活躍する場面が出てくると思います。大学の中でも、地域との関わりを全く持っていないところもあれば、地域に根差すところもあります。在学・在勤など尼崎市に地縁のある人々を含めて、概念整理が必要だと思いました。また、社会福祉活動に対する潜在能力も含めて、今は取り組めずに供給能力が隠れているかも知れませんが、供給能力があるかどうかも含めて整理すればよいと思いました。

(委員)

主体とその内容の説明ですが、例えば、第3章2(2)「各施策・事業展開における考え方(案)」の中で、「多様な主体と市民」という表現があるので、その前段で説明することも可能だと思います。もしくは、第3章4「計画を推進する市、事業者及び市民の役割」で役割だけではなく、それぞれが何を表すかの解説を入れるなど、いくつか方法はありますので、次回までに事務局と相談しながら整理すればよいと思います。

(部会長)

他にご質問等ありませんか。

(委員)

委員にご質問します。目次の末尾に、「障がい者」の表記に関する説明がありますが、ひらがな表記になった経緯をご存知でしたら教えてください。

障害を担っているのは、社会的な問題であって、個人の問題ではないので、漢字を使っても差し支えないという考え方も出ています。私自身は、その考えに賛成ですし、この部会にも参加できて皆さんと一緒に議論できていますので、そういうことを考えれば、漢字を使ってもいいのではないかと思っています。当部会の上位組織にあたる地域福祉専門分科会でも議論はあると思いますが、ひらがな表記にする必要がなければ、社会保障審議会で審議いただいてもよいと思っています。

#### (事務局)

以前の職場で障害者計画を作成した際にも、国で審議された経過がありました。その時点でも、結論が出せずに漢字表記を使うことになりました。尼崎市では、障害を持つご本人の問題ではなく、社会にある様々な妨げとなる事項がたくさんあることを課題として抱えているので、それを少しでも多くの方々が住みやすい形に改善していこうという意見が出ました。そういうことを踏まえて、ご本人の問題ではなく、社会の問題なので、漢字を使うという結果になり、尼崎市の障害者計画では漢字表記としているのが現状です。地域福祉計画の議論の中では、漢字から連想される好ましくないイメージを考慮して、第1期及び第2期計画ではひらがな表記としています。障害者計画と地域福祉計画では少し違いますが、地域福祉計画の中で議論されたことを尊重して現段階ではひらがな表記とさせていただきます。

#### (委員)

私は、少し理解が違って、先ほどおっしゃっていたように「私たちが社会の障害なのか」というような批判や抗議の意を込めた当事者側の言い分を聞いて、「害」の文字を使わないようにしたのが10年以上前の始まりです。ただし、今年制定された「障害者差別解消法」でもそうですが、実際の法律や制度の中では、いつも漢字を使っています。このように、これまでも使い分けてきたのが実態です。

また、漢字を使うか、ひらがなを使うが問題ではなく、文字による表現は関係ない、という声も当事者側からは出てきています。その結果、並行して二つの表現を使っているというのが現実だと思います。

#### (部会長)

よろしいですか。

各地でも議論になっていて、法律等では変わらず漢字を使っているため、これに合わせて漢字を使う自治体もありますし、逆に、配慮しているという意味でひらがなを使っている自治体もあります。なかなか全国的に統一されていません。

#### (委員)

私たち、尼崎市民生児童委員協議会連合会(以下、「民協」という)でも、漢字の持つ硬いイメージから、ひらがなの方がよいのではないかということで、活動の方針等では、全てひらがなを使っています。

#### (部会長)

参考になるかわかりませんが、私は、社会福祉士の受験雑誌などを作る機会があります。その際、本文中の説明では、ひらがなを使っています。そのため、読者からは、「なぜ使い分けているのか」という質問がやはり出てきます。それに対しては、「法律が変わらず従来から漢字を使っているからです」という説明をします。以前に、近畿厚生局へ問い合わせたことがありましたが、その時は、法律を示す場合は漢字表記にしてほしいが、内容などの説明に関しては、書き手の感覚でひらがなを使ってもよいということで、読み手として障がいを持つ方がいるということもよく斟酌して作ってほしいとの回答でした。また、ひらがなを使う時は、必ず理由をそえて主張しないと出版できないことになっています。

当事者がどのように感じるかということが一番大事だと思いますので、障がい者の部会等の意見も尊重しながら進めていきたいと思います。

(委員)

しかし、当事者側の意見も一枚岩ではないので、そこも意識しないとイケません。

(部会長)

おっしゃるとおり、当事者側の中でも様々な意見があります。

(委員)

様々な表現がありますが、ひらがなで書いていると「なぜだろう？」と考えて、法律で使うような文字と違う書き方があるということで、何か気づききっかけになると思います。何もかも全てを統一しなければならぬというのも恐ろしいことで、ひらがな表記が残っている方が、今までにどのような経過があったのかを話し合うことができるので、私自身は両方の表現がある方がいいと思います。

(委員)

社会福祉協議会では、どのような扱いをされていますか。

(委員)

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会では、ひらがなを使って「障がい者」としています。

(委員)

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会では、漢字を使って「障害者」としています。

(部会長)

やはり、それぞれで違いますね。

(委員)

私たちとしては、きちんと考えてもらえるきっかけになれば、どちらの表現でも構わないと思います。そういう意味では、一つの表現に決まっていないということは、非常にわかりにくいです。

(委員)

法令と医療用語は、漢字表記を使っていますが、それ以外での表現は、各市町村が自分たちで決めて使っています。

(委員)

はい。ではこのままにしましょう。

(部会長)

では、今回は従来どおり、ひらがな表記で「障がい者」にしたいと思います。

(異議なし)

(部会長)

私から先ほどお話させていただいた社会資源の並べ方について、一つの自治体でやっている事例を挙げます。社会福祉法人やNPOは、社会福祉に対する目的が明確になっています。また、学校法人や企業などは、自分たちが余裕のある範囲で社会福祉に取り組むこととなります。そういった観点で、目的として明確になっているもの、私たちが期待するもの、という整理で分けて記載する方法も一つだと思います。このようなやり方は、抵抗のある自治体もありますので、参考までにご紹介しました。

これより、次第2の第3期「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査に移ります。前

回、調査結果について事務局より説明がありました。今回は、意識調査結果報告書の中から、特に、計画の根拠資料となるものを取り上げて、資料2に盛り込んでいます。全ての項目を載せることも有用ですが、要点を取り上げて伝えることも大事ですので、項目を取り上げた理由について説明をいただいた後に、委員の皆様より、項目の追加等も含めご意見をいただきたいと思います。また、ある一つの調査結果を見ても、各委員で見方が違うと思います。それぞれの分野等における視点などもご意見いただきたいと思います。

それでは、事務局より、説明をお願いいたします。

**(事務局から、資料2 - 30ページから44ページに基づいて説明)**

**(部会長)**

ありがとうございました。委員の皆様ご意見・ご質問ありませんか。

地域との関わり、もしくは、ボランティア活動をするかどうかという意識付けから、入っているのはいい形だと思います。内容としては、なかなかボランティア活動ができないという結果になっていますが、初めに課題となる事案を提示しているのはよいと思います。

ボランティア活動の抱え方は、課題として出てくると思います。例えば、決まった曜日や時間帯にどこかへ出向くということがボランティアの一つの形ですし、子ども食堂などに提供する食材等を確保すること、また確保した食材等を別の誰かがデリバリーするようなことも、それぞれがボランティアの一つの形だと考えています。仕事で忙しくボランティア活動をする時間がないということがこれだけ課題になっていますので、時間を超越した工夫についても今後分析していく必要があると感じました。以前にお話しました私の勤務先で取り組んでいるフードバンクですが、匿名で手紙を添えて食材を提供して下さる人が増えました。組織に加わってもらいボランティア活動をするのも一つの方法ですが、また違った形の方法もあると思います。少しでも地域福祉に加わってもらえるよう、行政側から少し工夫した形を提示していくことも一つだと思います。

また、居場所に関する調査結果では、当初に想定していた期待と少し食い違いがありました。各地でも様々な居場所が定義されてきて、皆で集える場所「カフェ」や各施設で集まるもの、そして、園田地区で結実した「子ども食堂」などもその一つだと思います。居場所についても、行政側から、ある程度提示していくことは一つだと思いますし、周囲の意識も少しは変化が出てくると思います。

そして、今回の重点施策の一つである不安・悩みや各地域のニーズと、様々な相談できる場所を組み合わせているところが、エビデンスとして素晴らしい結果になったと思います。若干、各グラフ同士の掛け合わせでは、どこまで伝わるのか不安はあります。今後は、ワンストップの場所も含めて様々な相談場所を計画していくと思いますので、エビデンスとしてはこれでよいと思いますが、少し工夫が必要だと思います。

尼崎市社会福祉協議会では、当計画と並行して動いている「地域福祉推進計画」との連携もあると思いますが、委員いかがですか。

**(委員)**

居場所については、子ども食堂だけではなく大きな視点でとらえて、「地域福祉推進計画」に盛り込む予定をしています。

(部会長)

もう少し追加してほしい項目などはありませんか。

(委員)

尼崎市社会福祉協議会でも、個別にアンケートを実施しましたが、期待していたほどの情報は得られなかったので、使わせていただきたいくらいです。

(部会長)

意識調査の結果としては、若干ネガティブな内容になりましたが、これが現在の実態だと思いますので、きちんと踏み込んで分析されていると思います。

(委員)

課題についても、事務局から提示されたとおりだと思います。災害に関することも、確かにこのとおりだと思いました。市政出前講座も22箇所するなど取り組んでいて、現在でも実施要望がありますので、関心を持ってくれていると実感しています。また、大学からも要望がありますので、そういう方面でも関心を持ってくれていると思いますし、要望がある際には、福祉に対することを項目に含めてもらうようお願いしています。ある程度、理解を示してもらっていると思います。

(委員)

私は、この調査で、就労や生活に対して、これだけたくさんの人たちが不安を持っているということが、20年ほど前と比較できればどうだったのかと感じました。また、意識調査をする前は、もちろん高齢者は不安を持っておられると思っていましたが、若い世代でもたくさんの不安を抱えていることを実感しました。

先ほど、福祉事業者の中にはNPOも含まれるという話をしましたが、実際にこの調査をした時の福祉事業者というのは、多分、障害と高齢者に関する事業所だけで、保育所や子育てに関する事業者は含まれていないと思います。もしかすると、児童発達支援に関する事業者は含まれているかもしれませんが、そういう意味で、子ども関係の事業者は居場所を広げようとしている動きが実際にはあるのにそういった実態がここには反映されていない可能性もあります。今回の計画で、福祉事業者の中に、例えばNPO法人なども福祉をしているということが明確になれば、次に意識調査をする機会では、障がい者福祉や高齢者福祉からそれ以外の分野まで範囲を広げて調査の対象とするのではないかという思いがあります。ですから、その間に、ずれが生じるのは仕方ないことだと思います。

(部会長)

それに対しては、このままある程度計画を進めていって、その過程で課題を整理していく形です。

(委員)

そう思います。整理することで、足りなかった部分に気づけばよいと思います。

(部会長)

その整理が今回は大切ですね。

(委員)

民生児童委員の声には、やはり居場所づくりの中や、今まさに地域が取り組んでいる協議会やボランティア団体の中に参画はしていきますが、実際に自分が活動している仕事の範囲で出てきた問題をその中で一緒に相談することができません。ですから、少しレベルを軽くして、地域の団体があればその協

力はさせてほしい、という意向が特に表れていると思いました。担当する地域の中での出来事は、民生児童委員の仲間としか話す機会が持てないため、そういった不安材料が意識調査の結果に表れていると感じました。

(部会長)

民生児童委員も協力的に回答いただきましたが、抱えている問題をどこへ持っていけばよいかという課題が見えてきたように思います。また、個人情報保護法との関連についても、課題があると思います。

(委員)

個人で抱え込まないようにしていこうと伝えていますが、真面目に向き合うほど抱え込んでしまう傾向にありますので、それが表面に浮き出てきたように思います。

(部会長)

今回、民生児童委員が正直に答えていただけると想定していなかったくらい、苦勞されている部分が伝わってきましたので、必ず汲み取っていかねばならないと思います。今後の地域福祉計画の中で、そういったサポートや仕組みの強化を考えていければよいと思います。

(委員)

PTA活動をさせていただいている立場として、30代・40代・50代の抱えている問題が、調査結果にそのまま表れていると思います。

委員のお話にもありましたが、今後の意識調査において、民生児童委員が多くの様々な活動をしていることも含め、このような計画があることを知っていただけると、若い世代も少しは気持ちの上で軽くなると思います。これをアピールしていくことも、一つの課題だと思います。

(部会長)

各項目と年代別の分析で、明確に表れたと思います。

(委員)

これだけで解決できる訳ではありませんので、入り口はその取っ掛かりで、それをどのように広げればよいか考えられるとよいと思っています。

(部会長)

かなり期待が高まってきている地域包括支援センターはいかがですか。

(委員)

普段から民生児童委員とよく連携をとらせてもらっていますが、その民生児童委員が関心を持たれていることや想いについて、意識調査結果報告書を見るとうなずける部分がありました。それを資料2のように集約してまとめた時に、あまり見えてこないのは少し残念なところだと感じました。

(部会長)

私も、民生児童委員は、伝統的に地域福祉に取り組んでこられた方々ですし、自分自身もしんどいですし、市民の声を代表しているようにも思います。これだけ思い切った結果を載せているので、もう少し民生児童委員の声も反映してもよいと思います。また、この資料に載ることで、自分たちの声がきちんとボトムアップされて伝わっていることを実感できるのではないかと思います。

(委員)

一つは、「ボランティアをする時間的余裕がない」という回答がかなりありましたが、部会長もお話され

ていましたが自分の時間に合ったようにできるということをもっとアピールしていけば、もう少し若い世代や50代前半の人たちにも、もっと関わってもらえるのではないかと思います。

また、個人的な考えですが、地域の中で民生児童委員の存在は点でしかありませんが、同時に尼崎市社会福祉協議会では高齢者の見守り活動を実施しています。その場合、そういった活動をする人が一つの町会には数名いますので、面としてとらえています。そのため、民生児童委員が一人でやっていくのではなくて、見守り活動をされる人たちとの間で連携を図ってやっていけば、民生児童委員の活動も少しは負担が減って活動しやすくなると思います。そういったことを日頃から常に考えています。

そして、個人情報取り扱いですが、現代では何か事が起こると個人情報だから開示できないと言われて、様々なところで多くの制約が出てきます。法律があって難しいとは思いますが、それにとらわれ過ぎず、もう少し柔軟に対応できれば、民生児童委員の活動もやりやすくなると思います。

こういう部会等に参画していると、我々はこういう立場で議論して必死に検討を重ねていますが、一般の人たちは一目見て終わりです。そういう状況で、民生児童委員の意見をこの中から読み取るというのはまず無いと思います。先ほどお話していた民生児童委員の課題については、ボリュームは大きくなると思いますが、独立した形でオープンにできる範囲で見せていく方がよいと思いました。

#### (部会長)

私もその意見に賛成です。地域の一つの声として、一番貴重な声だと思います。

途中から参画していただきました委員には、最初に問題提起されたことが私の中に残っています。それは、様々なイベントをしても、どんな工夫をしても、やはり絶対に出てこない層がいる、ということです。各地域にいる没交渉など匿名性の中にいる人たちが存在して、それ自体は、地域福祉の中ではその人たちの気持ちを尊重することも大事だと思います。ですが、災害が関わってくるとある程度考えないといけません。救われないで放置されてしまう層のことで「漏給」という言葉があります。せっかく、今回は「災害」というキーワードを打ち立てていますので、そういった問題も少し考えた方がよいかもしれません。避難行動要援護者名簿に関する同意書についても、不同意や未回答も数多くいるということですので、地域福祉に関して、関わりたくないということは仕方のないことですが、そのまま放置しておいてよいのかということです。その人たちへ災害に関する意識づけ、工夫をどうすすめていくかということを考えていました。

#### (委員)

今回は、「ボランティア活動など地域の支え合い活動」という表現を使いましたが、これはかなり漠然とした表現になります。意識調査結果報告書の95ページにあるように、事例(市民等意識調査 問15)を挙げてこういう内容に関心があるかどうかを聞いています。ただ、「ボランティア活動」と「地域の支え合い活動」では、少し違うと思っています。例えば、福祉協会の役員をしている人がいて、これをボランティア活動だと感じる人と、そうは思わず当番制のような半ば強制的な形だと感じる人がいると思います。そういう意味で、ボランティア活動のとらえ方が違います。また、地域の支え合い活動では、「支え合い」と言っていますが、意識調査では「支える側」をやっているか質問していて、「支えられる側」が入っていません。「支え合い」と言いながら、互惠性ではなく、多くは利他性を意味していると思います。

また、活動について、物資や資金や情報が含まれておらず、労力・サービスだけになっています。

今お話ししたようなことに限定した質問になっているため、やはり活動する人は中高年になっているとい

う感じがします。そうすると、どうしても若い人を参画できないかという話題になっているように思います。しかも、地域という枠組みの中ですので、地域とは全市的なものか、阪神間も含まれるのか、NPO法人などはまさしく広域的に活動される組織だと思いますが、その活動範囲とは異なります。もちろん地域とは、重なり合うものもありますが、その人や組織によって違うと思います。清掃活動や外国人との交流、防災、防犯、交通、商店街の振興、これらもボランティアや支え合い活動に大いに関わってくると思います。その中には、学校や企業ももちろん含まれていて、学校や会社の周辺の清掃活動をしていて、ボランティアなのか、地域の支え合い活動なのか、授業の一環なのか、強制作業なのか。意識調査に答える側は、調査票に記載しているようなボランティアや支え合い活動などは、考えていないかも知れません。ですから、曖昧な聞き方をしているようで、実は結構限定した聞き方をしているのではないかと思います。

もう少し間口を広めることが一番の目的なので、使える資料はもちろん盛り込めばよいと思います。

例えば、高齢者の徘徊を高校生が見て、そのことを認識してすぐにSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、ウェブサイトやインターネットを使ったコミュニティツールのこと)を使って情報共有・提供します。また、これはプライバシーの問題などもありますが、写真を撮ることもあります。顔認識アプリなどを使って、認知症で行方不明になっている人の救済率がすごく高くなると思います。先ほどの漏給の問題等こういうことが、実は、情報や、若者の参加ということに繋がりますし、地域福祉の一員として若者が簡単にできる活動になると思います。

また、別の例で、昨年実際に大阪府で起こりましたが、夏休み期間中に学生が夜中に商店街を徘徊していて犯罪に巻き込まれる事件がありました。このように深夜に徘徊する等、そのような情報をどこに繋がれば、その子どもたちが犯罪にまき込まれないように救えるのか、そういうことも考えられます。そういうことも一例として、SNSなどのツールを使った活動ということも市民に認識を持ってもらえたらよいと思います。

全てをそうしてしまうと監視社会になってしまいますが、見て見ぬふりをするのではなく、リスクを出来るだけ軽減するという意味では重要なことですので、助け合いのツール・やり方を考えていく必要があるということを念頭において、使える資料を盛り込んでいけばよいと思います。

#### (部会長)

そうですね。私もアンケートを一緒に作ってきましたが、狭義の質問と広義の質問が入り混じってしまい、総論と各論も混ざってしまったかもしれません。そういう意味でも、ボランティアの間口を広げていくと、「自分も参加できる」という気になると変わってくると思います。

#### (委員)

委員の意見を聞いていて、私は、高齢者施設を運営していますので、高齢者を守る方ですが、やはり徘徊する場合があります。学生たちが連携をとって、ボランティア活動などの形で参加してもらうなど、そういうアイデアもあるということに気づかされました。また、施設利用者のご家族にもボランティア活動の形で参加してもらい、そのご家族が中心になって、施設の周辺でボランティア活動をしたいが何をしたいかわからないという人たちを誘って、施設の周辺の清掃をしていただいたり、お花の手入れをしていただいたり、大変お世話になっています。

福祉施設には、空間があって、職員がいて、専門性もあるので、福祉の拠点として、今まで以上にもっ

と地域の人たちに活用してもらえよう開かれた施設づくりをしていく必要があると感じています。

**(委員)**

実は、この8月の1ヶ月間ですが、立花地区内で貧困家庭の子どもたちにお昼ごはんを提供するイベントを毎日続けています。イベントで使用する場所の家賃は私が運営している法人から捻出してもらいましたが、人手は全てボランティアで38名に協力をしてもらっています。私が運営している法人では、普段37名で活動していて、今回は28名が参加してくれています。また、他にもSNSでイベントの告知をしたところ学生などが興味を持ち、参加してくれています。日頃から福祉に近いところで仕事をされている人は、こういうことに対する関心も高く仕事以外でも関わってくれるケースが多く、そういう人から情報発信することでまた新たに関心を持った人たちが集まってきてくれます。先ほどから、私が「企業」と申し上げているのは、NPOは営利目的ではありませんが働く場です。その働く場が、地域福祉のことに関心を持ってそこから発信していくことで、そこで働いている人も関心を持って活動しやすくなると思います。今回の調査で出てきた30代・40代の働き盛りの層で関わる時間が持てないという人たちにも、企業の方から職員に声をかけたり、機会を作ったりすることで、やはり効果は出てくると思います。自分自身が今回活動してみて、改めて実感しました。

**(委員)**

今おっしゃったような意味で言うと、この意識調査等の資料で使っているボランティア活動は、やはり利他的な行為に限定していると思います。自分でも子育てや介護をやってみたり、企業においても企業外の活動に関わってみることで、企業内ではできないような研修の効果が得られたり、社会やネットワークが広がったりと、結果的に、社員のスキル向上に繋がり、企業としても効率上昇に繋がります。ですから、ボランティアを崇高な、利他的な行為に限定するのではなく、自分自身の楽しみや成長、人との交流、人生を広げる良いチャンスに繋がるというようにとらえた方がよいと思います。利他的な印象を持たれてしまうと、どうしても「時間がない」「機会がない」という反応が出てきますので、調査の打ち出し方として、もう少し「自分自身ため」「楽しみ」というようなキーワードを入れてもよかったですと思いました。

**(部会長)**

ありがとうございます。

**(委員)**

皆さんのお話を踏まえて、この調査結果をどう活かしていくのかということところです。調査結果の中からいくつかのポイントを取り上げて、資料として見せていく必要があると思います。

その一つとして、ボランティア活動をどのようにとらえるかだと思います。

また、幅広い層の「多様な主体の参画・協働」を計画の柱にしようと考えていますので、幅広い層が参画できる仕組みとして、調査結果を活かして、ボランティアセンターのような多様な場づくりを施策に入れようとしています。この調査結果と結びつけてから、狭義の意味での「ボランティア活動」に限定しないこと、活動者のニーズや時間等の条件をクリアできるような情報の出し方等、工夫して書くことで、この後の章にも生きてくると思いました。

**(部会長)**

委員の皆様、忌憚のないご意見をいただき本当にありがとうございました。

「ボランティア」の定義については、少し間口を広げていくことに対して、考え直す必要があると感じて

います。

また、「地域福祉の担い手 = ボランティア」ではないので、地域福祉の担い手とボランティアは分けて考えていくということです。

それから、民生児童委員から多くの意見を出していただきました。統計としては集約できませんが、ケーススタディの形で大切な意見は掲載した方がよいと思いました。否定的な意見も多いかも知れませんが、それが今の生の姿ですので、実態も入れた方がよいと思います。

事務局側もよろしいですか。

**(事務局)**

はい。民生児童委員の意見として、調査票の自由記述欄からできるだけ取り上げて載せたいと思います。

先ほど、委員からいただいたご意見の中で、SNSなどの活用についても、意識調査結果報告書の22ページに「困り事に関する制度を調べるときの情報入手先」においても、想定どおり20代・30代で「インターネット」の回答数が多くありましたので、そういった部分で幅広く若い層も参加できるツールとしてICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称）を活用する等を取り込んでいければよいと考えています。また、ご相談させていただきたいと思います。

**(部会長)**

それでは、次第3の第3期「あまがさき地域福祉計画」策定の考え方に移りたいと思います。

次第3について、事務局からの説明に入る前に、これに関連して委員より参考となる事例等をご紹介いただきたいと思います。それでは、委員よろしく願いいたします。

**(委員)**

事務局より、事前配付いただいた資料から、本日の議題と要旨を踏まえて、関連があると思われましたので、私から二点お話をさせていただきたいと思います。あくまで参考として、お聞きください。

#### **(委員から、第3期兵庫県地域福祉支援計画(概要)に基づいて説明)**

一点目ですが、市・町が地域福祉計画を立てるにあたって計画策定を支援するために、兵庫県が平成26年3月に「兵庫県地域福祉支援計画」を策定し、県下の市町村に向けて提案しました。これに、私も携わっておりましたので、ご紹介します。県下でも、まだ地域福祉計画を策定できていない状況の地域もありますし、尼崎市をはじめ伊丹市等かなり先進的に取り組んでいる地域もあります。

第1章では、地域福祉推進の意義や、深刻化する生活・福祉課題などについて、資料のとおりとらえていました。

特に大事なことは、第3章です。地域福祉の方向性を挙げていますが、社会的孤立や排除への対応、まちづくりを地域福祉の視点から進めていく、平常時から災害時を想定した官民協働の支え合いのしくみづくりです。また、制度の谷間、複合的な課題等への対応として、特にコミュニティソーシャルワーカー等を先駆的にとらえています。それから、先ほども話題になりました、地域福祉の担い手づくりとして、様々な市民セクター（市民の非営利活動によって構成される活動グループ）の多様なアクター、プレイヤーを想定しています。

地域福祉支援計画のコンセプトとして、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）、個々の地域にあ

る問題をリスクとしてみんなの課題としてとらえていくリスクマネジメントとして、地域福祉の推進を通じたまちづくり、支え合いのまちづくり、持続可能なまちづくりを取り上げています。そして、5つの重点推進方策として、課題に応じた対象区域の設定、地域福祉資源を開発する組織・人材づくり、相談窓口・解決手段の総合化、地域福祉活動推進のネットワークの場づくり、地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化を挙げています。

これらは、あくまで兵庫県が提案する内容です。尼崎市でも独自で考えている内容と照らし合わせて、参考になればよいと思い、ご紹介させていただきました。

次に、二点目ですが、これは本日の次第3・次第4にも関わってくるのですが、先ほど事務局等ともご相談しまして発言の許可を得ましたので、ご容赦ください。どの自治体も同じですが、「尼崎市らしさ」というものが、こういうことにはなかなか出し難いものです。もちろん、尼崎市の伝統や、特性・固有性を活かすもので、どういう地域福祉計画をつくれるかが一つの課題だと思います。私が思いつくことで、いくつかお話ししたいと思います。

一つは、財源です。従来、安心生活創造事業(平成21年から23年で事業終了)という国の事業があり、尼崎市もそのモデル都市に選定され、国庫補助を活用して要援護高齢者見守り対策検討事業を実施しました。このように地域福祉に準じた固有財源の確保と活用だと思います。その枠組みの中で、まちづくり、高齢者の支え合いなどに特化した内容で、援用して何ができるのか。地域福祉そのものは、固有の財源を保持していませんので、そういった財源を探し出して生み出すことが大事だと思います。

それから、NPO、市民セクター、認可地縁団体、公益の財団法人・社団法人等、これらはサービスの担い手の話です。先ほど委員のお話にもありましたが、担い手と同時に子どもの食事に関することをされているのは、アドボカシー(自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症(痴呆)の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること)というある種の権利を奪われた人たちの権利を先頭に立ってもう一度護っていくという活動だと思います。それを、担い手やサービスの提供という丸められた表現ですが、アドボカシーやイノベーション(変革、新しい試み)、そういう試みをしているところを、尼崎市らしさに入れてはどうかと思いました。単なるサービスの提供ではなく、先駆的な試みに対して、アドボカシーやイノベーションの担い手を尼崎市が支援していくということが重用だと思います。

それから、若者の不安なども出ていますが、働き方、雇用・労働の喪失、これも尼崎市らしさの一つだと思います。グループや仕組みで地域経済に貢献していることは、生活の安定なしに地域福祉はありえないと思います。尼崎市で行政と連携して「就活カフェ」をやっていることが某ビジネス情報誌に取り上げられていました。記事に取り上げられるということは、全国的にも着目していることだと思いますので、働き方や就労斡旋等についても、地域福祉の中に盛り込めば独自性・固有性が出てくるのではないかと思います。他にも、尼崎市内で活動されている団体や事業などでそういうものがあれば、皆さんもご連携ください。

これまで事務局で当地域福祉計画を煮詰めていただいたので、今回お話をさせていただいた「兵庫県地域福祉支援計画」とのすり合わせ、尼崎市の独自性・固有性等の視点があれば、更にブラッシュアップできると思いました。

(部会長)

ありがとうございました。ちょうど今から審議していく計画の進め方について、お話をいただきました。

そうしましたら、次第3の第3期「あまがさき地域福祉計画」策定の考え方に入ります。資料ですが、前回までに皆様で審議いただいた内容を踏まえて地域課題共有・解決ネットワーク図についても修正をいただいておりますので、改めて皆様のご意見を踏まえてより一層の尼崎市らしい地域福祉計画となるよう議論をいただきたいと思います。それでは、事務局より、説明をお願いいたします。

**(事務局から、資料2 - 51ページから68ページに基づいて説明)**

**(部会長)**

ありがとうございました。皆さんの意見を踏まえて、だいぶ反映いただいているようです。

各委員によって、ご意見や分析の視点が異なると思いますので、一言ずつ伺いたいと思います。

**(委員)**

62ページの圏域(活動エリア)の考え方について、小学校区という圏域が入ったことは、特に、子どもに関わる部分でとても大きいことだと思います。尼崎市では、児童館がなくなってしまいましたので、小学生が行ける場所に、子どもたちや、子どもと一緒に大人たちが関わることのできる場所が必要だと感じています。ここで、はっきりと提示していただいたことが、各地域でそのことについてそれぞれが考えるきっかけになったと思いますので、大変ありがたいし、大きなことだと思います。

**(委員)**

私も、小学校区というところで、圏域の中に入ったことは、子どもに関わっていく上で、とても大きいことだと思います。

**(委員)**

今、厚生労働省がサービスの効率化を盛んに打ち出しています。公費や社会保険を使っていますので、それを効率化しないのは無駄遣いだ、という考え方です。それから、無償の労働やそれに近い部分で、むやみやたらに酷使するのも考えものです。効率化という視点において、尼崎市では、小学校区の程度から始めると、各6地区、市全域ということで、必然的にどうしても会議が増えてしまいます。この重層的に重なる部分で会議が本当に必要なものかどうか、疑問に感じる部分があります。他都市ですが、私自身もPTA活動をしていた時に、区単位、市単位でやっていることがあって、何度も足を運ばなければいけません。このように縦割りを配するところに地域福祉の特徴があるはずなのに、地域福祉自身が地域の階層制というか縦割りになっていて、さらに分野別に分かれています。地域で特に活躍されているメンバーは、頻繁に会議に呼ばれて同じメンバーで集まっているという声が多くあります。活動が、より労働強化されてしまっているのではないかと。それを、どのように会議を削減していけばよいか。また、クライアントにまつわるエピソードや問題を、どういうレベルで情報共有して、どの段階で解決してしまうのか。それが事業の運営や政策に関係することであれば、どのレベルで決定することができるのか。これは、尼崎市だけに限ることではありませんが、責任と権限が曖昧な状態のまま、とにかく集まるということが非常に多くあります。これが企業であれば、立ったまま30分で会議を終了させよう、インターネットを使って会議するということがよくあります。果たして、それが良いかどうかはわかりません。しかし、そのことが時間を拘束しない、また資金も削減できることとなります。その反面、責任と権限は重くなります。ですから、どこまで権限と責任を負わせるか、その時に持てる情報も違いますし、財源も変わってきます。これから考えていくことですが、むやみに図式化してしまうと、これも要る、あれも要るとなって会議が増

えてしまいます。これは、会議に関わる人の責任と権限が重くなるということです。底辺を広くする、世代交代を進める、一部の人に偏っている重荷を軽くするという、今のコミュニティ政策の流れから見ると、流れに逆らう形になります。それから世代交代を進めようとしている、一部の人たちに偏っている重荷を軽くしようという現在のコミュニティ政策の流れとは逆流しているので、どうすれば隘路を越えることができるかを、設計する段階で考えてほしいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。少しお伺いしたいのですが、61ページの地域課題共有・解決ネットワーク図に関して、どう思われますか。これもだいぶ工夫されたと思いますが、意識調査の中では地域福祉会議の数も多く挙がってきましたし、私は結構気に入っています。

(委員)

しかし、実際に事務局となる皆さんも含めて、これだけの会議をやりながら、地域に出向いたり、事務仕事をしたり、その他通常業務を遂行しながら並行して対応できるかについて、実際に会議へ参加される立場や、これによって影響を受ける市民の立場も考慮した上で、本当に必要かどうかを精査する必要があります。私自身が現場に関わっていないので、この案で対応できるかどうかは断言できません。しかし、このまま整理しないままいけば、間違いなく会議と資料は増えますし、それに費やす時間が増えて、そのことで残業や当事者(市民)に関わる時間が減ってしまうことは事実だと思います。そのバランスをどのように考えるかだと思います。

(部会長)

あとは縦割りの問題です。また、会議の裁量権の問題も含めて、無駄な会議はしないという工夫は必要です。会議の時間を費やしても、結局何も決まらないというのは避けるべきだと思います。61ページの地域課題共有・解決ネットワーク図を効率よく動かすことができれば、うまく地域福祉が進んでいくと思いますので、これらの問題点をきちんと整理しておく必要があると思います。

(委員)

PTAでも、子ども会、婦人会など、どんな組織においても一生懸命に活動しますが、その所属している組織、地区単位、市全域、都道府県単位など広がりがあります。どの組織も縮小・廃止の一途をたどっている中で、自分の地域内、いわゆる単協や町会の範囲内で活動する分にはよいが、地区、市全域など広域にわたって活動することは嫌だという声も結構多くあります。必要なのかも知れませんが、重層的に増えて対応していくのは負担も大きく嫌だということがあり、これがジレンマになっています。例えば、地域の子ども会で役員などをしたために、連合会の役員まですることになってしまい、そんなことになるのであれば最初から役員もしなかったし、子どもたちを参加させなければよかった、となってしまいます。その結果、脱会者や参加者が縮小して、廃止になるということもあります。必要なのは理解できますが、これを何とか解消しなければ、やる気のある人でも、重層的に、広域に活動するのは嫌だという人がやはり多く、そういうジレンマを抱えたまま活動しているのが現状です。

61ページの地域課題共有・解決ネットワーク図についても、地域福祉会議をして、また6地区圏域ごとに地域福祉ネットワーク会議(仮称)をやるとなると、先ほども申し上げたように、「重層的に広がっていくのであればやりたくない」という状況にならないように考慮していかなければなりません。

(部会長)

わかりました。ありがとうございます。

(委員)

普段は、私たちは、地域包括支援センターとして、高齢者の分野で日常生活圏域と言われるところで仕事をさせていただいています。今回、事務局から提示いただいた基本目標と施策の展開方向を拝見しました。その中には、高齢者や地域包括の活動分野のことをたくさん盛り込んでいただいて、共感できる部分も多くあります。今回の地域福祉計画ですごく良いと感じたことは、従来は「高齢者の分野では」「障がい者の分野では」といった縦割りで考えられていた部分が、「高齢者の分野にも、障がい者の分野にも、子どもの分野にも、地域の課題にも」というように分野横断的に考えられていて、これからの福祉計画の形として良いとらえ方だと思いました。

(委員)

提示された内容は、基本的にこれでいいと思います。ただ、実行するにあたって、それぞれが持っている引き出しをどう活かしていくのか、またそれを調整するコーディネーターがどうやっていくのか、大事になってくると思います。各地域で様々なものをつくっていくとしても、全員が様々な経験を持っている訳ではないので、そういうことをフラットにして、より多くの人に対応できるようにしていくための工夫も考えていく必要があると思います。そうしなければ、例えば、高齢化で寝たきりになったり、状況が変わったりして、対応ができなくなる状況を避けるような説明がもう少しあれば、より良かったと思います。

(委員)

皆さんからのご意見でほとんど出てしまったのですが、二点だけお伝えさせていただきます。

一点目は、マンパワーのことですが、委員もおっしゃられていたようにジレンマがあります。61ページの地域課題共有・解決ネットワーク図のとおり動けば、本当に素晴らしいと思います。別の委員のお話を聞いていても、自分でももう少し頭を柔らかくして考えた方がいいと思いました。とにかく、様々な団体と協力して、柔らかくして考えていった方がよいと思います。しかし、団体・組織には、まだ縄張り意識というものが強く難しくも感じています。ジレンマを持ちながらも、そこをなんとかこじ開けていきたいと思っています。

二点目は、尼崎市では、まだ予算の確保ができていないようですが、今後はハード面の話も地域福祉計画に載せてほしいと思います。もし、今回(第3期「あまがさきし地域福祉計画」)、少しでも触れることができれば、第5期あたりの「あまがさきし地域福祉計画」で実現できるかも知れません。予算がないことを理由にその話題に一切触れないとなってしまうと、いつまでたっても改善されません。以前にもお話ししましたとおり、伊丹市では1,000台の防犯カメラを設置されます。この時のポイントとして、カメラと位置情報通信機器がセットになっていて、高齢者や子どもたちに位置情報通信端末を持たせると、どこにいるのか確認できる仕組みになっています。伊丹市の民生委員・児童委員(尼崎市の「民生児童委員」と同様)には専用のアプリケーション(通称:位置情報通知サービス「まちなかミマモルメ」)が提供されていて、個人で所有しているスマートフォン等のモバイル端末があれば行方不明者など(サービス利用者)の位置情報が確認できる仕組みです。カメラと位置情報通信機器とスマートフォン等を使って、しっかりと連携していくということが伊丹市の方針にあります。他都市がやっているのも真似をするということではありませんが、こういうことも少しずつ計画に盛り込んでいけば、少しでも前に進むのではないかと思います。

(委員)

私たち民生児童委員は、基本的な考えは、民協としての組織の筋を通しているつもりです。やはり、地域性を重んじた6行政区によって、それぞれの具体的な活動は地域に任されています。特に、「尼崎市らしさ」というものは、昔からのこだわりみたいなもので「六星会」という組織が、市の成り立つ以前からの団体であります。やはり、今は様々な地域において、活動の中心を担っているのは事実ですし、私たちは地域性の良いところに住んでいすと言ってしまえばそれまでです。特に派閥的なトラブルもなく、各種団体の代表が寄り集まって地域の市民運動の支えとなっていますし、それぞれの分野で活動も展開していますので、「尼崎市らしさ」を残すのであれば、こういうものも含めてまだまだ活用できる方法があると感じています。

(委員)

情報の流れについて、上から下に降るのではなく、下から上へ吸い上げていくのが理想の形です。それが、どうしても逆の流れになってしまいます。高齢者の見守りなどでも開始当初は社会福祉連絡協議会(以下、「連協」という)の単位でないといけないと言っていましたが、それではやりとりが少なくなってしまいました。今度は、単位福祉協会(以下、「単協」という)の単位で実施したいと言えば、単協だけに情報提供することはできないと言われました。町会であれば、各単協でも地区割りがあって、該当地区の情報提供はできるが、そこから外れているところは情報提供できないと言われます。地縁団体であれば、違う地区でも参画することはできます。そういったことで情報提供を受けることができないという難しさもあります。

ハード面について、私たちも考えたことがありました。しかし、ツールの使い方から教えなければなりませんし、そこから始めないと、使い方がわからない状態でどうしても途中で止まってしまいます。

また、災害のことで言いますと、堤防の上を「スナミチヤマモル会」という組織があって、本当は天板(てんばん)の上を舗装するのが理想ですが、それを国土交通省へ頼みにいきましたが、以前、スナミチヤマモル会から嘆願書が出ているため、舗装を希望しているのであれば、その組織と直接交渉してほしいと言われました。今回、国土交通省からどうしても危険な場所があり舗装しなければならないということで、この10月から危険な場所だけを部分的に舗装することになりました。当然、該当の場所以外は舗装しません。今度は、スナミチヤマモル会に何度も申し入れすると、「舗装しても良いが、その上に砂を敷いてほしい」と言われました。

それから、地域性もあります。例えば、園田地区では、戸ノ内連協区域内に小学校がありますが1学年に1クラスしかありません。近隣の地域にも別の小学校があるため、自由に選べるようにすればいいのではないかという話がありましたが、周辺の地域からの反対もありました。また、そういうこともあり、私から、地域のお祭りを一緒にやらないかという話を発信しましたが、そういったしがらみもあって「協力はあるが一緒にはできない」という返事しかもらえませんでした。

様々なところで、地域間のしがらみや、NPO法人など団体間でもそういったことがあり、ある程度介入しやすいところとそうでもないところがあって、昔から難しいとずっと感じています。できる限り下から上へ上がっていく仕組みを作らないといけないと思います。

全国的には、人口が毎年28万人の減少傾向にあるという話もしますが、今度、尼崎市内の地区会館の建て替えがありますが、当初は全て売却して無くすという話でしたので、私たちからは、消防署が古い

のでそこへ持ってきて、その上に、複合施設的な形で地区会館を入れて下さいという意見を提案しました。しかし、地域住民からは反対運動がおきて、元の形にしてほしいという意見が出ました。使っている人たちは、地域住民の人たちだけが全てではなくて、他の地域や他府県からも来ていて、たくさんの方が使っています。反対運動をする人は、使っている人たち皆さんに署名を求めます。実際に署名している人は、お付き合いで署名した人たちも大勢います。たくさんの方がいますが、それが全て福祉に関わってきます。

例えば、園田競馬場でナイター営業をする時にも問題が起きました。各地区で賛成・反対があります。地区長全員が、競馬場の運営委員会の委員に選任されています。反対運動をしていましたが、どうしても賛成してしまいました。そうすると、町会で反対運動をしていた人たちが、一斉に町会を脱会されました。ですから、地区会館の反対運動をしている人たちも、町会として動くのか、連協として動くのか問題が起きています。ですから、今は、園田連協として行政へ嘆願書を提出しています。

このように様々な場面で、福祉に関わっているのが実情で、難しさを感じています。

今度、保健福祉センターの設立によって、地域保健・地域福祉担当が6箇所から2箇所に集約されて保健所が2箇所に設置されることとなります。これに関しても、乳幼児健診の場所などが2箇所に集約されてしまいお母さんたちは子どものことでそんな遠いところには行けないと言っていて、問題になっています。

間を取り持つのは、私もさせていただいている生活支援コーディネーターの役割になりますが、繋げることが非常に難しいと実感しています。

#### (部会長)

地域福祉推進計画と密接に関係してくると思いますが、委員いかがでしょうか。

#### (委員)

気になっている部分が三点ありますので、お話をさせていただきたいと思います。

一点目は、資料を読んでからずっと何かに違和感を抱いていたのですが、それが具体的に何かわからず気になったまま皆さんの意見を聞いていました。先ほどの委員のお話を聞いて、それがはっきりと見えてきました。54ページ以降の基本理念と基本目標のところ、「支え合い」というふうに書かれているにも関わらず、委員の言葉をお借りするならば「利他的な活動」と言われていましたが、「活動に参加しましょう」という内容は記載されていますが、お互いという「支え合い」になっていないところだと気づきました。支える側と支えられる側に区分してしまうのはあまりよくないのですが、どちらかと言うと支える側のことばかりが出てきていて、相互というところが見えてこないことがすごく気になりました。それをどう表現するかは、すごく難しいことですが、「支えられやすい取組み、仕組み」というような表現がよいのか、「求めている人に対して、どのように、誰が、繋げていくかという人をつくっていく」のか、国で言われている第三者コーディネーターのような人材を育てていくという「ひとづくり」があってもよいかと思いました。違和感を抱いていた部分は、一方向からの書き方になっていることだと思いました。

二点目は、58ページの基本目標1に関する施策の展開方向4です。市民が読んだ時に、少しイメージしにくいと思ったのが率直な感想です。活動と活動が連携するためにも繋ぎ役の育成が必要という意味で記載されていると思いますが、「地域における地域福祉活動をコーディネートする人材」のコーディネートとはどのようなものを指しているのか、少しわかりにくいように思います。

三点目は、59ページの基本目標3に関する施策の展開方向2および展開方向5です。まず、展開方向2では、高齢者の特に認知症や障がい者のための権利擁護ということはここから読み取れますが、地域福祉の視点で考えると子どもや様々な分野にも関することが含まれるので、そこが少しわかりにくいと思いました。特に、私自身は、仕事上でもそうですが、個人的にも子どものことから権利擁護を考えたいという思いがあります。そういったことから少し表現が気になっています。また、展開方向5についても、見守り活動が高齢者のためのものとして、とらえられてしまうのではないかと感じました。多様な手法があるとともに、対象も多様になるということは、今までの議論でも出てきたと思いますので、そういう表現にしてもよいと思いました。

#### (委員)

一点目は、54ページの基本理念と基本目標です。基本目標の説明文で、確かに記載いただいたとおりですが、「尼崎市らしさ」の部分で、ここでインパクトを持たせて解説すると、とても市民に伝わりやすいかと思います。例えば、基本目標1の説明文では、前半の3行「少子・高齢化の～(以降省略)」は、多分、他の計画でも謳っているため、あえて地域福祉計画で説明せずに、「誰もが活躍・参加できるまち“尼崎”を目指した人材育成、育成支援を行います」など、行政の姿勢みたいなものがここで読み取れるような文言にすることで、「尼崎市らしさ」に繋がるのではないかと思います。

基本目標2についても、最後の「地域福祉の推進に向けた取組みの充実を図ります」ということが、わかるようで、わかりません。例えば、「対話できる場を市として推進していく」とか、「対話できる場をコーディネートしていく社協を始めとした中間支援組織を育成していく」など、具体的に何をしていくか、もう少し中心にあった方が「尼崎市らしさ」が出せると感じました。

二点目は、58ページ以降にある、基本目標に関する施策の展開方向です。この説明文が、抽象的なものと、具体的なものがあり、書き方のレベルに差があります。個人的には、基本目標3に関する施策の展開方向1から3の辺りですと、非常に具体的でイメージが浮かんでくると感じますので、このレベルまで掘り下げて書いた方が意味はあると思います。

三点目は、61ページの地域課題共有・解決ネットワーク図です。これまで一緒に議論してきたメンバーの中でも、様々な反応があったので、かなり丁寧に解説を入れる必要があると感じました。新しい会議体を位置付けるというよりも、むしろ、既存の場をどのように活かしていくかをメッセージとして伝えたいはずです。立場を越えて顔の見える関係性で、地域のことをざっくばらんに話せる場を、地域にたくさんつくるといったことを伝えたいと思います。実際の計画書の策定段階では、何か例示を盛り込むなどして、丁寧に解説する必要があると思います。

#### (部会長)

皆さん、忌憚のないご意見をたくさんありがとうございました。皆さんのご意見を踏まえて、事務局で考えていただきたいと思います。

私からも、何点かお話をさせていただきます。

まず、一点目は、61ページの地域課題共有・解決ネットワーク図です。委員からご指摘がありましたが、一つひとつの会議が何のルールもなく開催される訳ではありません。実際に会議が開かれて、どんな効果があって何が生まれたのか、出てきた意見等がどれだけボトムアップされるのかなど、効果測定が一つのポイントになると思います。先ほども、情報は下から上へという意見がありましたが、せっかく

出した意見が上に聞き入れられなければ、次の開催もしたくなくなります。どれだけボトムアップして、下から出てきた声を上が受け入れるのか、そういった工夫が必要になってくると思います。

二点目は、58ページ以降にある、基本目標に関する施策の展開方向です。皆さんからも意見が出ていましたが、効果測定をする際に、何をもって達成と判断すればよいかわかりません。例えば、基本目標1に関する施策の展開方向1「福祉学習の推進」であれば、一回だけの講座を実施して数十人参加すればよいのか、それとも数百人参加すればよいのかが見えません。全てを細かく具体的に書く必要はありませんが、ある程度の効果がわかるレベルにしておかないと、外部の人が見て、最初からどうにでも評価できるように書いたのではないかと感じてしまう場合があります。意識調査でも問題点がたくさん出てきているので、もう少し絞り込んでもよいと思います。極端なことを言えば、現時点でも6割がた達成できていると言うことも可能です。委員が言われたハード面のことを挙げてよいと思いますし、何か具体的なことを出した方がよいと思います。抽象的なことだけで終わってしまうと、今度は評価する時に、アンケートを実施するのか、今開催しているような会議で評価するのか、どのように評価すればよいかわからなくなると思います。すごくいい理念があって、国が提言していることもきちんと斟酌されて書いていますので、効果測定が書きやすいよう曖昧になっているのではないかというふうに見てしまうこともあります。少し厳しい条件でも、いくつかは数値目標を入れた方がよいと思います。第2期の計画も含めて、効果測定の部分では、計画策定時から効果測定を見据えて基準を設定してもよいのではないかと考えたのが、正直な意見です。

それでは、次第4に移りたいと思います。地域福祉を進める上で、やはり行政だけの取組みでは厳しいものがありますし、分野別の取組みも必要になってきます。今回は、事務局からかなり綿密なたたき台の提示がありましたので、重点取組み項目(案)について、事務局より、説明をお願いいたします。

#### (事務局から、資料3に基づいて説明)

##### (部会長)

ありがとうございました。委員の皆様ご質問ございませんでしょうか。

8ページの支援体制について、委員いかがでしょうか。

##### (委員)

イメージについて、予め行政より社協に提示を受けていますが、社協の中でもまだ合意がとれている段階ではありません。

個人的に気になっている箇所について、ご質問してよろしいですか。

##### (部会長)

わかりました。

どうぞ、ご質問をお願いします。

##### (委員)

7ページの右側「協働と参画、地域づくりのプラットフォーム」についてです。

住民主体のネットワークに関わっている「社会福祉協議会」について、6支部社協の事務局を中心とする部分に違和感があります。民生児童委員、福祉事業者、地域包括などと並べた時に、ネットワークの中で住民組織としての社協(支部社協)とする分には違和感はありません。また、支部社協の事務局が、事務局の立場で関わることは自然な印象を受けますが、ネットワークの一部として直接的に「支部

社協の事務局」という表現がよいのかわかりません。逆に、行政中心のネットワークでは、窓口業務を担う意味で、団体・組織としての社協という表現なので違和感はありません。

**(部会長)**

この重点取組みの項目は、地域福祉計画において柱となる部分ですので、社協の中でも、先に議論していただけますか。

**(委員)**

社協で進めている「地域福祉推進計画」は、「地域福祉計画」より非常に遅れており、この部分の協議がまだ話しきれていない状況です。

**(委員)**

私は、NPO法人を運営している立場なので、どこに位置付けされているのよくわからないので、少し中途半端に感じています。文章や図の中でも動くので、一体どの枠に入れようとしているか。また、9ページでは、当事者団体が出てきて、粒度も様々で、そこにNPO法人は含まれるのかどうか。

まず、7ページのネットワークには、民生児童委員は、地域住民で、各地域団体でもあります。このように、同心円の中の部分が突然取り出されていたり、違うカテゴリーのものが入っていたりして、とても理解しづらいです。

9ページには、市内全域のことが掲載されていて、保健福祉センターや社協支部など具体的に大きな組織が描かれていて、その中に含まれるものが地域福祉を担う入れものであったり、そこに関わる組織というとらえ方の中にそれまでに出てきていたものが入っていたり、入っていなかったりします。全体図がどこになるのかわかりません。そこが一番気になる部分です。

**(部会長)**

最初の議論にもありましたとおり、少し整理する必要があると思います。

**(委員)**

厚生労働省の資料を見せていただいて、先ほどお話した兵庫県地域福祉支援計画との違いです。国では、問題の所在を個人に帰して、その問題が複合的なために地域住民や専門職や行政など様々な分野で、皆が関心を持って対応しようという内容です。しかし、子どもの貧困一つをとっても、社会の制度の中でつくられていて、それがまた再生産されています。では、一体、社会の制度のどのあたりを変えていけばよいかという視点が、「我が事・丸ごと」と言いながらも、欠けているように思います。やはり、社会の仕組みがおかしいから、どこを変えていけばよいか、その変えるところに市民がどのように関わっていけるかという視点がないままにきているように思えます。そういう意味で、兵庫県地域福祉支援計画では強調しましたが、社会的に制度としてつくられた排除を無くしていこうとすることがソーシャル・インクルージョンになります。あるいは、そういう生活のしづらさが仕組みとしてあることは、社会自体に問題があり、それを地域の単位でリスクを取りまとめ想定されるリスクを回避・低減できるよう対処していこうとすることをリスクマネジメントといいます。また、国としては、そこまで追いついていないのではと感じています。

その国の方向性を踏襲して、尼崎市に適用してみた時にどうなるのかと考えると、そこまで費用の負担もありませんし、果たしてどこまで沿っていく必要があるのでしょうか。あるいは、尼崎市特有のシングルマザーの問題や子どもの貧困、生活保護の受給率の高さなど、そういった特徴的な問題を踏まえてど

うい解決策があるか考慮すると、国の方向性を踏襲した場合に尼崎市ではあまり効率も効果も上がらないのではないかと思います。

参考にできると思いますし、国がモデル事業を募集した際には手を挙げて活用すればよいと思います。このようなとらえ方で地域共生社会と謳っていますが、ニーズや問題の所在を全て個人にしている、今まで言ってきたことと変わってきています。医学的モデルから、社会的モデルに変わって、「障害」についても、言葉の問題だけではなく、障害はどこにあるかといった時に、社会のあり方とその人が持っているディスアビリティ（心身の機能上の能力障害）との接点の中に生じているものです。特に社会の受け入れ側の問題がどうなのかというところで、社会が障害を抱えている訳です。そういう視点が「障害社会」の中で出てきているところに、高齢者や子どもの問題を個人に帰する形でとらえて、皆で仲良く頑張りましょうというメッセージを出していることに、私は違和感を持っています。

**(部会長)**

ありがとうございます。他にご意見ありませんか。

**(委員)**

7ページ等の図ですが、考え方として、地域中心、専門機関、行政中心の各ネットワークは、それぞれが個別にあるのではなく、交わり合っていくことが大事だと思います。図の表現の仕方や、委員が問題提起された住民主体のネットワークの一構成員として支部社協の事務局職員が参加するものではないということも含めて、図の精査を議論できればよいと考えています。

**(部会長)**

ありがとうございます。

私も、先ほどの基本目標について、行政の各組織でも様々な議論をされていると思いますし、数値目標も議論されていると思いますので、その連携をどのようにされているか気になっています。あるいは、高齢者や子どもなど各分野で議論されているということは、「尼崎市らしさ」を出されている意見だと思います。民生児童委員の意見も「尼崎市らしさ」の一つですので、なかなか「尼崎市らしさ」を出すのは難しいですが、どこまでその声を入れることができるか一つのポイントになると思います。その分、非常に早いスピードで進めていますので、社協とのキャッチボールなどその辺りのプロセスも重視していく必要もあると感じました。

それでは、次第5「その他」について、事務局からアナウンスがありましたらお願いします。

**(事務局)**

今後の予定ですが、8月24日(水)に今年度第1回目の社会保障審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。これまでの当計画策定部会の内容を踏まえて、第3期「あまがさき地域福祉計画」の方向性について審議いただくこととなります。本日まで出席いただいている皆様の中には、地域福祉専門分科会にもご出席いただく委員もいらっしゃいますので、是非ご出席賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

また、第6回計画策定部会を、9月30日(水)18時から予定しております。地域福祉専門分科会において方向性が決まりましたら、次回の計画策定部会では、より具体的な計画の素案を提示していきたいと思っております。

**(部会長)**

事務局に対しては、多くの課題を出す結果となりましたが、ご意見をいただいて計画を育成していく形になればと思います。本日も、忌憚のないご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。それでは、これをもちまして第5回計画策定部会を閉会させていただきたいと思います。

(閉会)

以上